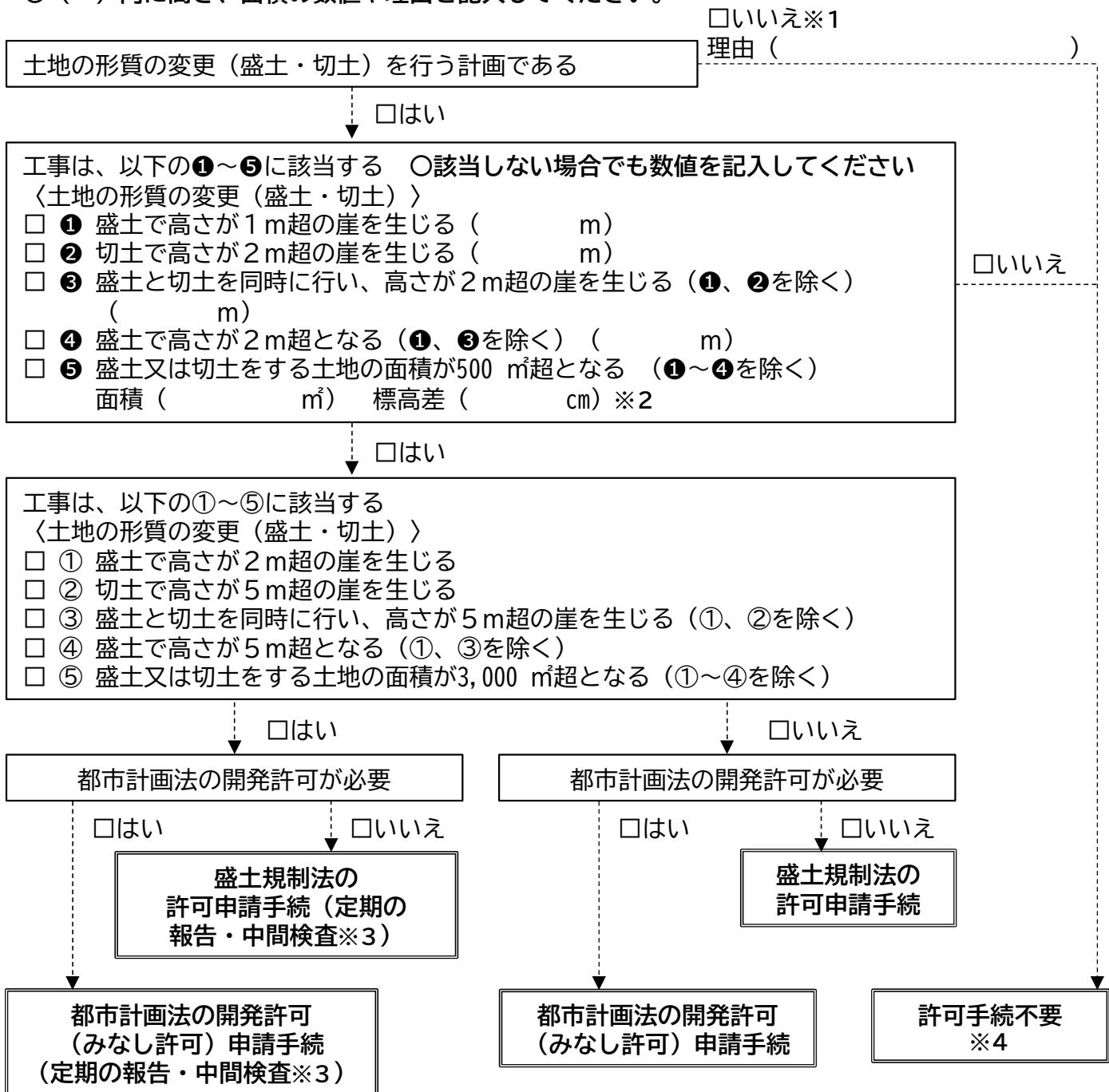


加古川市 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）手続の要否の判定フロー（土地の形質変更〈盛土・切土〉）

○該当する項目の「□」にチェックをしてください。
○()内に高さ、面積の数値や理由を記入してください。



※1 ア 窪地の取扱いは手引きp6を参考にし、計画平面図・断面図等を持参の上、窓口にてご相談ください。
イ 通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局又は、兵庫県各農林（水産）振興事務所へご相談ください。（手引きp8）

※2 高さ2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超えない盛土又は切土は許可不要です。

※3 特定工程がある場合は、中間検査の申請が必要です。（手引きp75）

※4 建築基準法第6条第1項の規定による確認（建築確認申請）を受ける場合で、敷地面積が500m²を超えるものは別途手續（88条証明）が必要です。

・手引き：加古川市 宅地造成及び特定盛土等規制法の手續に関する手引き